入　札　公　告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び日出町契約事務規則（平成 26 年日出町規則第 15 号）第 26 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 10 月 30 日

日出町長　安部　徹也

1　競争入札に付する事項

(1) 件　　名　　日出町役場本庁舎外 20 施設の電力調達
(2) 履 行 場 所　　仕様書のとおり
(3) 履 行 期 間　　令和 9 年 3 月 1 日（月）から令和 10 年 2 月 28 日（月）まで
(4) 概　　要　　電力 4,168,724kWh の供給（仕様書のとおり）
(5) 最低制限価格　　設けない

2　競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 令和８年度日出町競争入札参加有資格者名簿において、種目コード 211：「役務の提供」の取扱品目コード 21104：「電力需給」に登載されている者であること。
(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本町の入札参加制限を受けていない者であること。
(3) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 25 年日出町告示第 19 号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。
(4) 公告日から入札予定日までの間のいずれの日においても、日出町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 25 年日出町告示第 11 号。以下「排除措置要綱」という。）に基づく排除措置期間中でないこと。
(5) 入札予定日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
(6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
(7) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者とし

ての登録を受けている者であること。

(8) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。

(9) 過去2年間において国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）を供給先とする、電力供給実績を1件以上有する者であること。

(10) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、新エネルギーの導入状況に関し、仕様書に掲げる条件を満たすこと。

3　入札手続等

(1) 入札担当課

郵便番号　879-1592
住　　所　大分県速見郡日出町2974番地1
名　　称　日出町財政課契約検査係
電　　話　0977-73-3117
Ｆ Ａ Ｘ　0977-72-7294
電子メール keiyaku@town.hiji.lg.jp

(2) 公告の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和8年11月2日（月）から同年11月24日（火）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ　交付場所及び方法

インターネット(日出町ホームページ https://www.town.hiji.lg.jp/)によるほか、財政課契約検査係においても交付する。

(3) 仕様書の閲覧期間、場所及び方法

ア　閲覧期間

3の(2)のアに同じ。

イ　閲覧場所及び方法

3の(2)のイに同じ。

(4) 仕様書等の質疑応答

ア　仕様書等に質問がある場合には、次のとおり提出すること。

（ア）　提出期間

令和8年11月2日（月）から同年11月11日（水）までの午前9時から午後5時まで

（イ）　提出方法等

質問書（様式第4号）に記入のうえ、電子メールにて提出することとし、送信後は、確認のために電話連絡（TEL.0977-73-3117）を必ずすること。

（ウ）　提出先アドレス

keiyaku@town.hiji.lg.jp

イ　アに対する回答は、日出町ホームページに掲載する。

（ア）　回答期限　令和８年 11 月 13 日（金）午前 10 時 00 分

（イ）　掲載期限　令和８年 11 月 24 日（水）午後 5 時 00 分

5　現場説明会　　実施しない。

6　入札保証金　　免除する。

7　競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

(1) 提出期間

令和８年 11 月 2 日(月）から同月 17 日(水)までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 提出書類

（ア）　競争入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

（イ）　電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であることを証する書類（写）

（ウ）　電力供給実績一覧表（様式第 2 号）

過去 2 年間における国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）への電力供給実績 1 件以上を証明できる書類

（エ）　二酸化炭素排出係数等適合証明書（様式第 3 号）

（オ）　紙入札（見積）参加届出書（※紙入札を希望する者のみ）

(3)申請書等の提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。なお、押印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。

添付する書類の作成アプリケーション及び添付するファイルの作成アプリケーション及びファイル形式は以下のとおりとする（※保存時に機能が損なわれるような特殊な書式等は使用しないこと)。

＊ Microsoft Word Word 文書形式（.docx または.doc）

＊ Microsoft Excel Excel ブック形式（.xlsx または.xls）

＊ その他： PDF 形式（.pdf ）

(4)紙入札による入札参加を希望する場合

電子入札システムを利用できず紙入札を希望する者は、上記(1)の提出期間内に、(2)の提出書類を PDF 形式に変換のうえ、電子メールにて日出町財政課契約検査係宛に提出すること。

送付先アドレス： keiyaku@town.hiji.lg.jp

メ ー ル 件 名 ：日出町役場本庁舎外20施設の電力調達に係る競争入札参加資格確認申請（会社名）

添付ファイル名：日出町役場本庁舎外20施設の電力調達に係る競争入札参加資格確認申請（会社名）

※競争入札参加資格審査申請（物品・役務）において登録されているメールアドレスから送信すること。なお、登録アドレスが不明な場合は、3(1)の問い合わせ先へ確認すること。

※電子メールの受信容量には制限（10MB）があるため留意すること。

※メール送信後、必ず電話（0977-73-3117）にて受信確認を行うこと。

(5)申請書等の審査結果通知

審査結果については、以下の期限までに電子入札システムにより通知する。なお、紙入札による参加者（電子入札システムにより通知できない者）に対しては、個別に電子メールにて通知する。

通知期限：令和8年11月18日（水）午後5時まで

8 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約担当者に対し、競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の書面を提出した者に対する回答は、説明を求めた者に対し、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) (1) の書面の提出場所は、日出町財政課契約検査係とする。

9 入札書及び入札金額内訳書の提出期間及び方法等

(1) 入札期間

審査結果通知日時から令和8年11月24日(火) 午後5時まで

(2) 入札方法

原則として電子入札システムによる。

紙による入札参加を希望する者は封書にし、上記(1)の日時までに日出町財政課 契約検査係へ提出すること。

(3) 入札回数

初度のみ１回とする。

(4) 入札書及び計算書の記入方法等

ア　計算書は、仕様書に記載の契約電力、予定使用電力量及び力率を用いて施設別に電気料金見込金額を見積り、電気料金見込金額の合計金額の110分の100に相当する金額を電気料金入札金額とすること。なお、各施設の電気料金見込金額合計に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

イ　計算書の電気料金入札金額を入札書の金額欄に記入すること。なお、落札金額は、電気料金入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1

円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　基本料金単価は、力率割引及び割増し適用前の単価とする。

エ　電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費調整単価及び市場価格調整単価。以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。

10　開札の日時等

(1)　日　時　　令和 8 年 11 月 25 日(水）午前 9 時 00 分

(2)　場　所　　日出町役場入札室（旧館２階）

(3)　立会人　　日出町電子入札立会要領（平成 23 年 7 月 19 日改正施行）の定めるところによる。

11　落札者の決定

有効な入札で、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

12　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

(1)入札に参加する資格のない者のした入札

(2)競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3)同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札

(4)同一の入札について 2 以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5)入札金額、住所、氏名その他入札要件を認定し難い入札

(6)電子入札にあっては、町長が指定する認証方法を用いない者のした入札

(7)電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到達した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

(8)前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

13　契約保証金

(1) 落札者は、物品等供給契約を締結するに当たり、日出町契約事務規則第 6 条に定めるところにより契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。

(2) 落札者が、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の全部を免除するものとする。

ア　過去 2 年の間に国（独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人及び

国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ　落札者が保険会社との間に日出町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

14　支払条件　　前払金　無

15　契約書作成の要否　　必要

16　その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令、日出町契約事務規則及び日出町物品等供給契約に係る一般競争入札実施要綱（平成 30 年日出町告示第 10 号）の定めるところによる。

(2) 入札書及び契約の手続で使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として締結するものとし、令和９年度以降の日出町一般会計予算、日出町水道事業会計予算及び日出町下水道事業会計予算が議決されなかった場合又は減額されて議決された場合は、この契約を変更し、又は解除することがある。

(4) この資格確認申請、入札及び契約に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

(6) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のアからウまでのいずれかに該当した場合には、当該落札候補者の行った入札は無効とする。この場合において、契約担当者は、当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア　指名停止要領に基づく指名停止を受けた場合

イ　排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合

ウ　入札公告に掲げる競争入札参加資格の要件を満たさなくなった場合

(7) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者が (6) のアからウまでのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合において、契約担当者は、落札決定の取消し又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(9) その他不明な点は、財政課契約検査係まで照会のこと。（電話番号　0977-73-3117）